

稲城市教育相談業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

稲城市的教育相談業務の安定的な運用とさらなるサービスの向上を図るため、民間事業者との業務委託による教育相談事業を実施する。

事業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、企画提案書等をもとに、適切な価格、業務に対する意欲、専門性等の審査を行い、最も優れていると認められる者を選定する。この要領においては、プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務内容

- (1) 業務名称 稲城市教育相談業務委託
- (2) 履行場所 教育相談室
(稲城市平尾 1-9-1 複合施設ふれんど平尾 4 階 教育センター内)
教育相談室分室
(稲城市大丸 607-2 都営アパート 17 号館 1 階 レスポート大丸内)
その他、稲城市教育委員会が指定する場所（市役所、学校等）
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 予算上限 令和 8 年度 委託料予算上限額 税込年額 17,000,000 円（予定）

3 参加手続き

(1) スケジュール

	項目	日程	備考
①	募集開始	12月5日（金）	市 HP 掲載
②	質問書の提出期限	12月15日（月） 17時必着	様式第2号
③	質問書への回答	12月17日（水）	市 HP 掲載
④	参加表明書等の提出期限	12月23日（火） 17時必着	様式第1・3・4号 要領3（3）②の提出書類
⑤	企画提案書等の提出期限	1月13日（火） 17時必着	企画提案書の様式は任意 様式第5号（見積書）
⑥	プレゼンテーション審査	1月20日（火）	
⑦	審査結果の通知、契約候補者との交渉	1月下旬	
⑧	契約締結	4月1日	

※⑥～⑦については応募状況や選考経過等によりスケジュールが変更となる場合がある。

(2) 質問書の提出及び回答

- 実施要領及び仕様書に対する質問は、メールにて質問書（様式第2号）を期限までに提出すること。【送付先メールアドレス：shidoushitsu@city.inagi.lg.jp】
- 件名は「稲城市教育相談業務委託のプロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- メール送信後は電話にて送信した旨を担当者まで連絡すること。
- 質問に対する回答は、質問者には期日までにメールにて回答し、後日市 HP に掲載する。

(3) 参加表明書等の提出

参加表明書（様式第1号）等の以下書類は期日までに郵送または持参にて提出すること。開庁日（土日、祝日除く。）の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期日の午後5時までに必着。

① 送付先 〒206-8601 稲城市東長沼2111番地
稻城市教育委員会指導課（本庁舎6階）

② 提出書類 下記書類各1部を添えて、提出すること

	提出書類	様式
ア	参加表明書	様式第1号
イ	提案者（会社）概要	様式第3号 事業者の概要がわかるパンフレット等があれば適宜添付。
ウ	契約実績表	様式第4号
エ	商業・法人登記簿謄本	現に効力を有する部分の謄本で、参加表明書の <u>提出日前3か月</u> 以内に発行されたものに限る。なお、写しも可とする。
オ	納税証明書	最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）及び契約手続等を行う事業所所在地の官公庁が発行する法人事業税の納税証明書を提出すること。なお、写しも可とする。
カ	財務諸表	最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの。なお、写しも可とする。

(4) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書（任意様式）及び見積書（様式第5号）は期日までに郵送または持参にて提出すること。開庁日（土日、祝日及び12月29日から1月2日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期日の午後5時までに必着。

① 送付先 〒206-8601 稲城市東長沼2111番地
稻城市教育委員会指導課（本庁舎6階）

② 提出方法

- ・企画提案書（任意様式）及び見積書（様式第5号）の正本1部+副本4部（正本の写し可）を提出すること。
- ・正本1部はクリップ等で留めること。
- ・副本4部は長辺左側に2穴をあけ、1部毎にクリップ等で留めること。
- ・副本4部は事業者の情報が判別できないように、該当する文言を削除又はマスキングしたうえで送付すること。（例：株式会社■■■■ 代表取締役社長●●●●）

③ 企画提案書の作成の注意点

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえたうえで、次の項目1～6の順に番号と見出しを記載すること。6の独自提案については各項目内に含めるか、又は最後に記載することとする。

- 1 教育相談に関する事業者としての考え方
- 2 教育相談員について
 - (1) 教育相談員の採用方法
 - (2) 稲城市に配置を予定している教育相談員の人数や資格
 - (3) 教育相談員への研修について
 - (4) 教育相談員の責任者について
- 3 教育相談室の運営体制
 - (1) 教育相談室の開室日時について
 - (2) 教育相談の具体的な流れ・トラブル発生時の対応
- 4 教育相談の取り組み
 - (1) 児童生徒や保護者からの相談に対して解決や不安の軽減につなげる効果的な取り組み
 - (2) 関係機関との連携についての考え方
 - (3) 個人情報保護についての考え方、取り組み
- 5 教員からの相談対応及び学校支援について
- 6 その他教育相談に関する独自提案について

- ・用紙の大きさはA4とし、考え方を文章やイラスト等で記載すること。各ページにページ番号を記載すること。また、支障のない範囲で両面印刷をして構わない。
- ・文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。(ただし、イラスト内の文字は判読できるサイズとする。)
- ・提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

4 審査及び選定

(1) 審査委員会による審査

本プロポーザルへの参加表明を行った事業者について、稲城市教育委員会が設置する「教育相談業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会」にて審査を行う。

(2) 書類確認

公平性を期すため、企画内容や見積額について担当者より事前に問い合わせる場合や提出書類の再提出を求める場合がある。

(3) プрезンテーションについて

①日時 令和8年1月20日(火) 予定

プレゼンテーション審査開始日時、集合場所等については、参加表明書の提出のあった事業者へ個別にメールにて通知する。

②審査方法

- ・1事業者の持ち時間は、説明は15分以内、質疑応答は10分程度とする。
- ・出席者は5人以内とする。
- ・審査委員会当日、資料の差し替えや撤回、追加資料等の提出や配布は認めない。
- ・企画提案書を補完するために、パソコン等を用いた説明は可能とする。
- ・審査に際しては、会社名、個人名等が特定あるいは類推されるような発言や表現はしないこと。また、社章、名札、封筒など会社名、個人名等が特定あるいは類推されるようなものを身に着けたり、机上等に置いたりしないこと。
- ・企画提案内容に基づき厳正な審査を行い、最も評価の高い提案をした参加事業者を選定する。ただし、選定に当たっては、企画提案内容が仕様書を充足していることを条件とする。
- ・本実施要領における企画提案内容とは、企画提案書類に記載されている内容のほか、当日の提案説明や質疑応答の内容も含めることとする。なお、プレゼンテーションにおける提案説明及び質疑応答については、録音及び録画を行う。

③ 使用機器

プロジェクター（HDMI端子接続）、スクリーン、電源ケーブルは本市で用意するが、パソコンその他必要機器は事業者の持ち込みとする。

（4）選定方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、評価基準に基づき評価し、最高得点者を契約候補者として選定する。なお、最高得点者となる者が2者以上あるときは、選定委員の合議により契約候補者を選定する。上位の事業者が辞退又は失格となつた場合は、得点が高い順から契約候補者とする。

5 契約の締結

契約候補者と、企画提案書を基本に、教育相談業務委託の仕様を協議し、本市の承認を得るものとする。したがって、契約候補者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

契約候補者は、本市と合意が得られなかつた場合は、契約候補者としての資格を失う。その場合は、次点の提案者を契約候補者として繰り上げ、交渉する。本プロポーザルで示した業務内容及び本市が承認した提案内容に基づいて契約を締結し、この締結をもって本契約とする。

なお、令和8年度以降について本事業に係る予算が成立しない場合、契約締結を行わない。予算上限額が減額となつた場合は予算の範囲内で、協議の上、実施するものとする。

6 結果の公表

審査結果については、参加事業者に通知するとともに、市ホームページで公表する。審査内容に関する問い合わせ及び審査結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

7 参加資格要件

企画提案に参加できる事業者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなつた場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 本市において、参加表明書の提出日から過去 1 年以内に指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 本地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む）の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 9 月 10 日市長決裁）に基づく措置を受けていないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 東京都内又は近隣県に営業拠点を有し、概ね 2 時間以内に本市に到着できること。
- (8) 当該業務に関する十分な技術や知識、能力等を有していること。
- (9) 地方公共団体、学校法人等に対して、過去 5 年以内に教育相談業務委託または類似する業務の受託実績を有すること。

8 失格（無効）事項

以下のいずれかの事項に該当する場合、失格又は無効となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があつた場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 審査委員会の構成員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (6) 他の参加事業者と企画提案の内容又はその意思について相談を行つた場合
- (7) 事業者選定終了までの間に、審査委員会構成員や他の参加事業者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (8) 企画提案参加資格要件の審査以降、事業者選定終了までの間に、参加資格のいずれかを満たしていないことが明らかになった場合
- (9) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があつた場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要した全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事業に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。
- (3) 参加事業者は、複数の企画提案書類を提出することはできない。
- (4) 本プロポーザルにおける提出物の所有権は、稻城市に帰属するものとし、一切返却しない。
- (5) 本プロポーザルにおける提出物は、稻城市情報公開条例（平成 14 年 12 月 27 日条例第 30 号）に定める行政情報の開示請求の対象となり、情報開示については稻城市が定める基準に基づき実施する。
- (6) 本プロポーザルの実施に際し、稻城市から受領又は閲覧した資料等は稻城市的了解なく、公表又は使用しないこと。また、稻城市から受領した資料等については、選定の終了とともに、参加事業者の責任において破棄すること。

- (7) 参加事業者は、企画提案書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (8) 選定された事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守するものとする。
- (9) 選定された事業者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）を始めとする関連法令や規定等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (10) 契約候補者は令和8年3月までに東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査サービスにおける本市の有効な入札参加資格を有するように準備を進めること。
- (11) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出すること。

10 問い合わせ先（書類の提出先）

稻城市教育委員会指導課：伊藤

〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地

電話：042-378-2111（内線624） FAX：042-379-3600

メール：shidoushitsu@city.inagi.lg.jp（質問書の送付アドレス）